

兵庫県介護支援専門員協会  
研修単位認定制度実施要綱

<第1章：総則>

第1条 目的

兵庫県内の介護支援専門員の自己研鑽を推進し、質の向上を目指すとともに、介護支援専門員の社会的評価を高めることを目的とする。

第2条 研修の認定

研修の認定は単位制とする。

第3条 研修体系

本制度は基礎研修、生涯研修課程、専門研修課程をもって構成する。

(別紙研修体系図参照)

2 各課程の詳細については別途実施要領によることとする。

第4条 認定の対象とする研修

単位認定を行う研修は兵庫県介護支援専門員協会(以下、本会とする)が認定したものに限る。単位認定を行う研修の内容は、別記「ケアマネジャーに求められる専門性(体系表)」(以下、体系表とする)のA~Fの項目に基づくものとし、保健・医療・福祉分野に及ぶ知識をはじめ、介護支援専門員としての業務遂行において必要な知識・技術等の習得を目的としたものとする。なお、認定研修の範囲については別に定める。

第5条 研修履歴の記載

研修履歴は、本会が発行する「兵庫県ケアマネジャー手帳(以下、手帳とする)」に記載するとともに、研修受講時、又は本人の申請により本会が配布する認定シールを貼り付けることとする。

<第2章：研修実施担当者の設置>

第6条 研修実施担当者の設置

本会の各ブロックネットワーク及びブロックに研修実施担当者1名を置く。

第7条 研修実施担当者の役割

研修実施担当者は各ブロックネットワークまたはブロックにおいて実施される研修の認定申請、認定シールの管理及び配布を行うこととし、研修単位認定制度が円滑に運用されるよう協力することとする。

2 研修実施担当者は本会が発行する研修認定書をもって、研修受講者に認定シールを配布するとともに、認定書に記載された単位数につき、研修受講者に周知することとする。

3 研修実施担当者は半年に1度本会に対し認定シールの配布実績を報告することとする。

< 第3章：単位認定研修委員会 >

第8条 単位認定研修委員会の設置

単位認定研修委員会（以下、委員会とする）は別に定める設置要綱により運営される。

第9条 委員会の役割

委員会は、単位認定に係る各種審査及び、定期的に研修単位認定制度の見直しを行う。

附則

第1条 この要領は平成15年8月1日から施行する。

第2条 本制度は平成15年4月に遡って単位認定を行う。

別記「ケアマネジャーに求められる専門性（体系表）」

知識	A 介護保険制度と関連制度の	(1)	介護保険制度の動向(制度改革等の内容の理解)
		(2)	老人福祉法の概要の理解
		(3)	老人保健法の概要の理解
		(4)	高齢者医療制度の概要の理解
		(5)	生活保護法の概要の理解(低所得者援助施策も含む)
		(6)	権利擁護の諸制度(成年後見制度・福祉サービス利用援助事業)
		(7)	消費者関連法の概要の理解
		(8)	障害者福祉法の概要の理解
シメント論	B ケアマネ	(1)	総論 基本理念 / 意義の確認・基本倫理・基本視点・役割 / 機能・連携
		(2)	各論 課題分析・計画作成指針・地域連携・カンファレンス・サービス調整方法・モニタリング・記録
C ケアのための保健医療福祉の知識	① 医学的知識	疾患の症候学的理解	発熱・動悸・失神・疼痛・褥瘡・食欲不振・摂食困難・排泄障害などの症状による系統的な疾患の理解
		器官別疾患分類による理解	呼吸器系・循環器系・消化器系・内分泌系・骨格筋 / 神経系・精神神経系および感染性疾患などの器官別疾患の理解、介護保険での特定疾病に関する知識
		急性疾患および慢性疾患への対応の理解	急性期と慢性期の区別・慢性疾患の療養上の留意点の理解
		医療上必要な機器類の理解とトラブルの理解	人工呼吸器・人工透析器・ペースメーカー・除細動器・酸素吸入器・吸引器・精密持続薬液注入器・四肢補助装置等・在宅栄養管理
		救急事態の対応について	心肺蘇生の実践的な知識および正確な手技の取得 異常事態の把握について(日常と非日常の判断)

	リハビリテーションの知識	理学療法・作業療法・言語療法等	
	薬剤に関する知識	薬の効果・副作用・保管方法・服薬上の注意・薬物療法の知識・高齢者と薬・消毒薬の知識	
	一般教養医学に関する知識	生活習慣と疾病の関連	
	その他医学関連の知識	ターミナルケア・医療相談・セカンドオピニオンを得るときの注意事項・リビングウィル等	
(2)在宅看護の知識	高齢者看護の基礎知識	高齢者の身体機能・精神機能・社会的特徴 高齢者に起こりやすい疾患の特徴と症状観察のポイント バイタルサインと全身の観察	
	症状別看護の理解	全身的な症状・痛み・消化器系の症状・呼吸器循環器系の症状・神経系疾患の症状・耳鼻咽喉科的な症状等	
	医療処置看護の理解	膀胱カテーテル・膀胱洗浄・褥瘡・喀痰と気道内吸引・ネブライザー療法・在宅酸素療法・経管栄養・人工呼吸器・気管カニューレ・人工肛門と人工膀胱・CAPD・在宅中心静脈栄養・点滴・インシュリン自己注射・自己導尿・浣腸・排便	
	日常生活の援助	食事と栄養管理・排泄・睡眠・清潔・衣生活・環境整備	
	合併症の看護の理解	脱水・肺炎・尿路感染・骨折・皮膚疾患等	
	感染症の看護の理解	疥癬・肝炎・MRSA・結核・エイズ等	
	リハビリテーション看護の理解	寝たきり予防・リハビリテーションの概念・日常生活動作の基本・日常生活動作訓練の目標等	
	在宅ターミナルケア	急変時の対応・家族への精神的支援	
	(3)福祉援助的知識	社会福祉援助技術論	ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアクション
		相談面接の技術	コミュニケーション理論と技術・カウンセリング・インテークの理解・ニーズの発見等
困難事例への対応		アルコール依存症、精神障害者、接近困難事例への対応等	
スーパービジョン技術論		支持的・教育的機能を重視したスーパービジョン関係	
(4)心理学的知識	パーソナリティ論	イド、エゴ、スーパーエゴ 特性因子理論・交流分析	
	様々な心理療法等の理解	精神分析・来談者中心療法・行動療法・ゲシュタルト療法・グループアプローチ・家族療法・絵画療法等 回想法・動作法・音楽療法等	

D 社会資源(活用)論	① 介護保険制度上の資源	居宅介護支援	
		訪問系サービス	訪問介護・訪問看護・訪問入浴・訪問リハビリ
		通所系サービス	通所介護・通所リハビリ
		居宅療養管理指導	医学的管理・歯科衛生指導・薬剤管理指導・栄養管理指導
		短期入所系サービス	短期入所生活介護・短期入所療養介護
		痴呆対応グループホーム・特定施設入所生活介護	
		福祉用具・住宅改修	
		介護保険施設	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
域連携 ③地	② 介護保険制度以外の資源	在宅介護支援センター・民生児童委員・警察・消防 配食/給食サービス・寝具乾燥サービス・理美容サービス シルバー人材センター 社会福祉協議会/ボランティアセンター 近隣/ボランティア 家族・本人	
		地域ケアネットワーク	
E 事例検討 討会への参画	(1)	事例検討会等に参加者として参加すること	
	(2)	事例検討会等に参加して事例を提供すること	
	(3)	事例検討会等にアドバイザー等として参加すること	
F 学会研究 大会等の参加	(1)	関連学会等に参加すること	
	(2)	関連学会等に研究発表者・シンポジストとして参加すること	
	(3)	関連学会等に座長・アドバイザー等として参加すること	
G その他	講師としての講義/講演等を実施すること 上記分類以外でケアマネジャーに対する研修等に参加すること		

< 別紙 >

研修体系図

